

財務省告示第百三十六号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成二十年三月二十五日に発行した利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。  
 平成二十年四月三日

財務大臣 額賀 福志郎

一	名称及び記 号	利付国庫債券（二十年）（第百 回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）附則第七 十六條第一項
三	法律及びそ の条項の適 用等	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。
四	発行方法	株式会社かんぽ生命保険による 引受け
五	発行額	額面金額で三百八十三億円
六	払込金額	三百八十五億九千四百九十一万 円
七	最低額面金 額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。
九	発行日	平成二十年三月二十五日
十	発行価格	額面金額百円につき百円七十七 銭
十一	利率	年二・二パーセント

十二

の経過  
払込み  
利子

株式会社の  
役員会は、  
行役会長の  
次算式によ  
第十号に規  
込むものと  
する。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{2.2}{100} \times \frac{5}{365}}$$

十三

初期  
利子

平成二十年  
とし、次の  
金額を支払  
が銀行休業  
その翌営業  
次号及び第  
する期日につ  
いて同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{2.2}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四

第二期  
の利子

毎年の三月  
を支払期とし  
て、その日以  
利子を支払う  
平成四十年  
額面金額百  
日本銀行

十五

償還  
金額

平成二十年  
三月二十五  
日

十六

償還  
金額

平成二十年  
三月二十五  
日

十七

元利  
支額

平成二十年  
三月二十五  
日

十八

払込  
期日

平成二十年  
三月二十五  
日